

河口湖南中学校 P T A 会則

第一章 総 則

第1条 この会は、河口湖南中学校 P T A と称し、事務局を河口湖南中学校におく。

第2条 この会は、河口湖南中学校生徒の福祉増進を願う保護者と教師の相互信頼と協力によって学校教育の振興を図ることをもって目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- ① 生徒の福祉及び学校教育振興のために協力すること。
- ② 地域社会の社会教育の振興に協力すること。
- ③ 会員の研修ならびに相互の連絡提携に関すること。
- ④ 生徒の奨学表彰・教育功労者の表彰に関すること。
- ⑤ その他本会の目的達成のため必要なこと。

第二章 組 織

第4条 この会は、河口湖南中学校生徒の保護者ならびに教職員をもって組織する。

第5条 この会の目的のため総会・役員会・学年総会・学年委員会（専門部会）・及び執行部会・顧問会をおく。

- ① 総会は、全会員をもって組織する。
- ② 役員会は、会長・副会長・学年委員・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任をもって組織する。
- ③ 学年総会は、各学年ごとに在籍する生徒の保護者と学年担当教師をもって組織する
- ④ 学年委員会・専門部会は、各学年役員と担当教師をもって組織する。
- ⑤ 執行部会は、会長・副会長・学年委員長（専門部長）で組織する。
- ⑥ 顧問会は、会長・副会長・歴代会長で組織する。但し、歴代会長は退会2年以内とする。

第6条 この会に事業推進のための専門部をおく。

専門部は、1年；広報部 2年；保健体育部 3年；生活指導部とする。

第三章 役 員

第7条 この会に次の役員をおく。

会長1名 副会長7名（内各地区より男女1名・1名は学校長とする）
学年委員長（専門部長）（各学年1名） 監事3名（学年委員長3名があたる）
学年副委員長（副専門部長）（各学年1名）
学年委員（当該学年に所属する学級役員があたる）
顧問（若干名） 事務局（若干名）

第8条 役員は下記によって選出する。

- ① 学年委員は、河口湖南中学校 P T A 学校委員選挙規定によって選出する。
- ② 会長の選出は、前年度の役員会において推薦し、総会において承認を得る。
副会長は、P T A 会員より役員会において選出し総会において承認を得る。
副会長の6名は、船津・小立・鳴沢・大嵐の4地区より男女各1名を選出する。
ただし、会長選出地区と大嵐地区からはどちらか1名とする。
- ③ 監事は、学年委員長が兼ねる。
- ④ 学年委員長・副委員長は、学年委員の互選による。
- ⑤ 執行部員・顧問は、会長がこれを委嘱する。
- ⑥ 事務局は、会長がこれを委嘱する。

第9条 総会の役割は以下の通りとする。

- ① 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時はこれを代理する。
- ③ 監事は、本会の会計を監査する。
- ④ 学年委員長は、学年総会を代表し同会の会務を処理する。
- ⑤ 学年副委員長は、委員長を補佐し委員長不在の時はこれを代行する。
- ⑥ 専門部長（学年委員長）は、専門部を代表し専門部の運営にあたる。
- ⑦ 副専門部長（学年副委員長）は、専門部長を補佐し部長不在の時は、これを代行する。
- ⑧ 事務局は、会長の命をうけて本会の庶務・会計を処理する。

第10条 役員の任期は、学校の当該年度とする。但し、再任は妨げない。任期中欠員を生じた場合は、第8条により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第四章 機 関

第11条 この会に次の機関をおく。

- | | | |
|---------------|--------|--------|
| 1 総会 | 2 役員会 | 3 学年総会 |
| 4 学年委員会（専門部会） | 5 執行部会 | 6 顧問会 |

第12条 総会は、最高の決議機関で、定期総会は年1回開催し会長がこれを召集する。但し、必要に応じ役員会の議決を経て臨時に総会を開くことができる。

第13条 総会は次のことを行う。

庶務の報告、予算決算の承認、会長・副会長の承認、会則の変更、調査研究の発表、講演、その他。

第14条 役員会は、必要に応じ会長がこれを召集し下記事項を行う。但し、3分の1以上の要求があった場合にもこれを召集する。

予算の審議及び決算の承認、総会提出議案審議、会事業遂行上必要な事項の決定、その他必要な事項。

第15条 学年総会は、必要に応じ学年委員長がこれを召集し下記事項を行う。

学年の事業遂行上必要な事項の決定。

第16条 学年委員会は、必要に応じ学年委員長がこれを召集し下記事項を行う。

学年部会提出議案の審議、学年部会事業の推進、その他。

第17条 専門部会は、必要に応じ専門部長がこれを召集し下記事項を行う。

専門部事業の計画運営、役員会との連絡調整。

第18条 執行部は、各地区に独自の取り組みが生じた場合、地区の代表としてその運営に当たる。

第五章 会 計

第19条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第20条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 この会の会費は、月々生徒一人当たりの負担とする。但し、金額は定期総会において決定する。

第六章 付 則

- 第 2 2 条 本会則の変更は役員会において原案を審議し総会において決定する。
- 第 2 3 条 執行部会は、必要に応じて会長が召集し会全体の運営等に必要な事項について審議する。
- 第 2 4 条 顧問会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

この会則は、昭和 3 8 年 4 月 1 日より施行する。
この会則は、昭和 3 9 年 5 月一部改正施行する。
この会則は、昭和 4 3 年 5 月 1 5 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 4 6 年 3 月 1 0 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 6 3 年 4 月 2 6 日一部改正施行する。
この会則は、平成 2 年 4 月 2 7 日一部改正施行する。
この会則は、平成 8 年 2 月 1 6 日一部改正施行する。
この会則は、平成 2 2 年 4 月 2 7 日一部改正施行する。
この会則は、平成 3 0 年 5 月 2 日一部改正施行する。

河口湖南中学校 P T A 役員選挙規定

- 第 1 条 本規定は、河口湖南中学校 P T A 学校委員の選出方法について規定するものである。
- 第 2 条 P T A 役員は、学級別に全会委員の選挙によって選出する。
- 第 3 条 選挙は原則として年度始めに行い、前会長及び会長内定者の責任のもとに事務局が選挙事務を取り扱う。
- 第 4 条 役員の定員は、各学級から 2 名（男女各 1 名）とする。
- 第 5 条 本規定の改正を要する時は、役員会の決議により改正することができる。

本規定は、昭和 4 6 年 4 月 1 日より施行する。
本規定は、平成 8 年 2 月 1 6 日一部改正施行する。
本規定は、平成 2 0 年 4 月 1 0 日一部改正施行する。
本規定は、平成 2 2 年 4 月 2 8 日一部改正施行する。
本規定は、平成 3 0 年 2 月 2 1 日一部改正施行する。